

札幌市病院・有床診療所食材費高騰対策支援金交付要綱

令和5年1月20日制定
保健福祉局医務・健康衛生担当局長決裁

(目的)

第1条 本事業は、食材費の高騰に伴い運営経費が急増している病院・有床診療所に対し、札幌市病院・有床診療所食材費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、入院患者へ提供する食事の質の維持や事業運営の安定化を図り、入院患者が安定して継続的に食事療養を享受できる環境の整備に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
 - (2) 有床診療所 医師が、公衆又は特定多数人のため医業を行う場所であって、十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、医療法に定めるところによる。

(交付要件)

第3条 交付対象は次の各号全てを満たす札幌市内の病院・有床診療所とする。

- (1) 第1条に示す本事業の目的を十分に理解し、本支援金を目的に沿って適切に運用する意志があること。
- (2) 令和4年10月1日までに医業を開始していること。
- (3) 令和4年10月1日以降、医業を休止しておらず、申請時点で令和4年度中に廃止又は休止する予定がないこと。

(交付金額)

第4条 この要綱における支援金の交付金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、交付申請書（様式1）を市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。

(支援金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請をうけたときは、その内容を精査し、予算の範囲内で支援金の交付を決定する。支援金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、交付した支援金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 第3条に掲げる交付対象の要件を満たさないと市長が認めたとき。
- (2) 虚偽の申請内容により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金を交付することが適当ではないと市長が認めたとき。

(調査等)

第8条 市長は、支援金の交付に関する事務を適正に実施するために必要と認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は調査を行うことができるものとする。

2 支援金の交付を受けた者は、前項の書類の提出や調査に協力しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

区分	病床数	交付金額
病院	100 以上	500,000 円
	50 以上 99 以下	300,000 円
	20 以上 49 以下	200,000 円
有床診療所	1 以上 19 以下	100,000 円